

認定留学 募集要項

追手門学院大学

国際連携企画課

2025 年 3 月 21 日 (ver.2)

はじめに

認定留学とは、追手門学院大学学部学生認定留学規程に基づき、「学生が申請し、この申請が学部会議で認定された場合の私費による留学」（同規程第2条）をいいます。

学生は、「本学で開設する留学生専用科目の認定及び留学先で修得した科目の読替認定を願い出ること」ができ、「留学期間を本学の修業年限に算入することで4年間で本学を卒業」することができます。

また、追手門学院大学学部学生認定留学奨学金規程により、「認定留学の許可を得た者に対し、その留学期間において本学及び外国の大学の両機関への学費支払いが発生することから、本学授業料相当額を支給」（同規程第2条）する経済支援を受けることができます。

上述のように自由度が高く奨学金も支給される一方で、本学が提供する中・長期留学制度である派遣交換と異なり、留学先機関のリサーチ・選定、個人で選定した留学先機関への出願から入学許可の取得、渡航に至る全ての手続きにおいて学生が自律的に進める必要があります。誰かがスケジュール管理やタスク管理をしてくれるといった受け身の姿勢で取り組むことは困難な留学です。

そのため、早い段階から Student Support へ申し出た上で相談を開始し検討を進めることが必須です。相談の後、学修計画や単位修得計画についてアカデミックアドバイザーや教務課等と綿密な相談を重ね、十分な準備時間と猶予をもって計画し、申請をし、最終的に学生が所属する学部において承認される必要があります。

目次

I. 認定留学の概要	4
1. 認定留学について	4
2. 認定留学先機関及びプログラムについて	4
3. 留学期間とその取扱い.....	4
4. 学費等の支払い・その他の費用負担.....	5
5. 奨学金制度＜学部学生認定留学奨学金＞	5
II. 認定留学への申請	5
1. 申請資格	5
2. 準備から認定留学許可までの流れ.....	5
3. 申請方法及び期間	6
4. 認定留学の許可	7
5. 許可後の手続き	7
III. 科目等教務上の取扱い	9
1. 認定留学期間中の本学の科目	9
2. 認定留学先機関で修得した科目について	9
3. 単位認定の時期について	10
4. その他	10
IV. 問い合わせ先	10

I. 認定留学の概要

1. 認定留学について

外国における正規の高等教育機関であり、かつ、学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関へ、学生自ら出願し入学許可を得た上で、これを根拠に申請を行い、学生が所属する学部の学部会議にて承認される留学を認定留学と呼ぶ。

2. 認定留学先機関及びプログラムについて

特段本学との協定の有無は問わず、学生は上に示された教育研究機関であれば、学部の承認のもと、自由に認定留学先機関を検討・選定することができる。

ただし、上述の通り学位授与権を有する正規の高等教育機関と限定していることから、学位授与権を有し正規の高等教育機関であっても単位が付与されないプログラムや、語学学校等その附置機関が提供する語学プログラム等は認定留学の対象外となる。

また、正規課程での留学と語学プログラム等との組み合わせである以下の留学についてもその内実から認定留学としての取扱可否が判断されるため、事前に綿密な相談等を行う必要がある。

留学種別	内容	認定留学可否
コンカレント	学部留学と語学留学が合わさった形態の留学で、そのいずれかが主及び副として展開されるもの。学部留学が中心でありその補助として正課若しくは課外で語学科目や語学講座に参加するものは対象となる一方、語学科目や語学講座への参加を前提として複数の正課科目の履修を許可する形態のものは認定留学と認められない場合がある。また、渡航先機関の成績証明書の発行のされ方にもよるため、必ず事前に相談すること。	要確認
ブリッジ	留学開始当初は語学留学へ参加し、一定の条件を成就することで次学期等から学部留学が許可されるもの。	×

3. 留学期間とその取扱い

認定留学の期間は1学期以上で最長1年間とし、本学の定める学期制において2学期（2セメスター）までを本学における在学年数に算入する。

4. 学費等の支払い・その他の費用負担

学生は、認定留学先機関の授業料その他学費を納める必要があるほか、留学期間中に係る本学の授業料その他学費を、追手門学院大学授業料等納付規程に従い納付する必要がある。

また、学生は、上学費以外に発生するその他の費用についても自己負担する必要がある。（例：認定留学先機関への出願料、航空券代金、査証取得費用、海外旅行保険費用、宿舍や食費等の現地生活費等。）

5. 奨学金制度＜学部学生認定留学奨学金＞

認定留学の許可を得た者のうち、国際連携企画委員会の審議を経て支給決定された者に対し、その留学期間において本学及び外国の大学の両機関への学費支払いが発生することから、本学授業料相当額を支給する奨学金制度がある。別途認定留学奨学金募集要項を参照すること。

II. 認定留学への申請

1. 申請資格

以下の表に定める単位数を修得した在学中の学生に限る。ただし、卒業予定年度の最終学期に出発することはできない。

申請学年 ・時期	2年生・春学期 (当該年度秋学期出発)	2年生・秋学期 (次年度春学期出発)	3年生・春学期 (当該年度秋学期出発)	3年生・秋学期 (次年度春学期出発)
既修得 単位数	34 単位以上	50 単位以上	68 単位以上	85 単位以上

また、外国人留学生は、本人の出身国若しくは地域、またはそれに準ずる国若しくは地域に所在する留学先へ認定留学することはできない。

2. 準備から認定留学許可までの流れ

(1) 認定留学先機関に関する情報収集と計画

まずは、Student Support で相談を開始し、認定留学制度について確認を行うこと。

学生は、自身の学修計画に基づいて自由に認定留学先機関について選定することができる。認定留学先機関の選定については、学外の留学者などを活用して留学先を検討することもできる。また、

本学が協定を締結している海外協定機関も、個人の資格で留学する限りにおいて選定することができる。

(2) 学内での綿密な相談

学生は、自己が収集した情報と計画に基づいて、学内の関係機関と相談を進める必要がある。まず、Student Support で相談の後、学修計画や単位修得計画等についてアカデミックアドバイザーや教務課等と綿密な相談を重ね、十分な準備時間と猶予を以って計画し申請すること。

(3) 認定留学先機関への出願

本学への認定留学の申請には、まず先に学生は自らの責任において認定留学先機関へ出願を行い、原則として同機関より入学許可を受ける必要がある。

認定留学先機関への出願に先立って、その認定留学の事前審査及び諾否決定はできないため、本要項に記載された各種条件・資格に合致していることを確認し、また学内各部署へ十分な相談を行った上で申請すること。

(4) 本学への認定留学の申請

次項で定める申請方法及び期間に従い、認定留学の申請を行う。

(5) 所属する学部の学部会議での審議と許可

提出された申請書類に基づき、学生が所属する学部の学部会議において審議され、諾否が決定される。

3. 申請方法及び期間

全ての書類を揃えた上で順番に重ね、申請者本人が提出すること。なお、申請期間中に適正な方法で申請があった場合においても、申請書類に不備等あった場合には申請不受理の判断を行うことがあるので、必ず申請書類の二重チェックを行い、記入漏れ等の不備の無いことを確認し申請すること。

また申請書類には、その作成・記入に相当の時間が必要なものがあるため、余裕をもって学内での相談を進め作成を行うこと。申請期限間近での相談などにより申請期限を経過した場合についても本学は責任を負わない。

(1) 申請書類

- ①認定留学願兼保証人同意書（定型書式1）
- ②成績証明書（本学証明書自動発行機等で発行するもの）
- ③認定留学計画書（定型書式2）
- ④留学先大学入学許可書の写し又はそれに準ずる証明書類
- ⑤留学先大学の概要及びその学習体系の概要がわかる資料
- ⑥前2号について日本語若しくは英語以外の言語で記述されている場合その日本語訳

⑦その他本学が提出を指定した書類

(2) 申請期間

本学の学年暦に応じて、年度に2回の申請期間がある。出発時期に応じて申請を行うこと。

○秋出発（春学期13週間授業終了後の出発）：5月末日まで

○春出発（秋学期13週間授業終了後の出発）：10月末日まで

(3) 申請場所

以下の場所へ申請を行うこと。以下で指定されるキャンパスや時間以外での申請は受理できないので注意すること。原則として申請者本人が対面で申請を行い、特段の事情がある場合には事前に申し出た上で指示に従うこと。

【追手門学院大学総持寺キャンパス Student Support（総持寺キャンパスアカデミックアーク 1階）】

申請時間：9:10～16:00（平日）

電話：072-697-8162

E-mail：ogu-outbound@otemon.ac.jp

4. 認定留学の許可

申請者より申請があったのち、申請書類等のレビューを行った後、学生が所属する学部の学部会議へ申請書類を回付し、諾否の決定を行う。

諾否の結果については、申請者に対して OIDA アプリの掲示で通知を行う。

5. 許可後の手続き

学生が所属する学部の学部会議で認定留学の許可が出た後のおおよそのフローは以下の通り。

(1) 誓約書等の提出

本学の制度である認定留学を活用して海外渡航する際に求められる事項について記載された誓約書及び既往症等に関するアンケート等を Student Support へ提出する必要がある。

(2) 本学指定の海外旅行保険・支援サービス等への加入

本学の制度である認定留学では本学の危機管理体制下で海外渡航をするため、学生は、その留学期間をカバーする本学の指定する海外旅行保険及び支援サービス等に、自己の負担で加入することが求められる。大学の指示により加入手続きを進めること。

(3) 居所及び連絡先の報告

居所については、認定留学先機関が指定もしくは案内する選択肢から選択すること。但し、身元が保証できない第三者と共同生活を行う住居形態（シェアハウス/シェアルーム、民泊等）への滞在は、

留学先から指定された場合にも許可しないので、避けること。

(4) 渡航前危機管理セミナー・出発前オリエンテーションへの出席

本学が海外渡航者を対象として実施する危機管理セミナーへ必ず出席すること。また、本学が出発前オリエンテーションが必要と判断し開催する場合にはこれに出席をすること。

(5) 留学期間中の本学の科目の選択

認定留学期間中の本学の科目の履修について、教務課より案内があるため、次章をよく読んだうえで返答をすること。返答がない場合等はいずれの方法でも科目履修ができなくなるので注意すること。また、後日変更することはできないため、熟慮した上で判断し返答をすること。

(6) 到着報告と連絡先報告

認定留学先機関若しくは居所に到着したら以下の連絡先へ到着報告を行うこと。また、速やかに現地携帯電話番号等を入手し同じく連絡先報告を行うこと。

<連絡先>

追手門学院大学 Student Support

Email : ogu-outbound@otemon.ac.jp

(7) 月1回の月例報告

指定された様式を使用して月1回の月例報告を月初3日以内にメールで送付すること。なお、月初に認定留学先機関へ到着し記載・報告する事項がない場合も、記述欄へ記入した上で必ず提出すること。

(8) 帰国後の報告書類等の提出

帰国後1カ月以内に速やかに以下の書類を Student Support 窓口へ書面で提出すること。

- 帰国届
- 認定留学報告書
- 認定留学先大学発行の単位認定証明書若しくは成績証明書又はこれらに準ずる証明書類
- 履修科目のシラバスなど認定留学先大学での当該学生の学修内容がわかるもの
- 前2号について日本語若しくは英語以外の言語で記述されている場合その日本語訳
- その他本学が提出を指定した書類

なお、原則として留学期間に対応する学期の科目として認定されることから、2学期間の留学の場合、1学期目の終了後速やかに帰国届以外の書類を提出すること。

(9) 認定留学変更・中止手続き（変更・中止する場合）

留学の中止又は留学期間などその一部の変更を希望する場合には、認定留学中止・変更願を Student Support に提出すること。変更の諾否は学部会議がこれを判断する。

Ⅲ. 科目等教務上の取扱い

1. 認定留学期間中の本学の科目

本学は、認定留学期間中の本学での単位修得方法を2つ（以下の（１）及び（２）を参照）用意しており、学生は認定留学前にいずれかを選択することができる。なお、2つの方法を併用すること、また選択後に変更することはできない。

（１）「認定科目による単位認定」

認定科目による単位認定では、「大学が認めた留学生専用科目」として共通教育科目と各学部学科別の学科科目にそれぞれ設けてある以下科目のうち学生が履修登録希望する科目について教務課で履修登録手続きを行う。学生は履修登録した科目ごとに設定される課題等を提出し、審査を経ることで単位が認定される。なお、履修登録希望の時期や方法については別途案内される。

対応学期	共通教育科目	学科科目	認定上限単位
秋学期	国際異文化理解 1 (10 単位)	国際コミュニケーション論 (4 単位) 国際事情 (4 単位)	18 単位
春学期	国際異文化理解 2 (10 単位)	国際特別演習 (4 単位) 国際表現演習 (4 単位)	18 単位

※法学部および理工学部生は学科科目の履修ができないので注意すること。

（２）「フルオンデマンド科目の履修」

この方法を選択した場合、学生は本学の履修登録期間に、本学で実施されるフルオンデマンド科目（シラバスの開講形態が“フルオンライン授業（オンデマンド型）”の授業）に限って履修登録することができる。

対応学期	共通教育科目	学科科目	履修上限単位
秋学期 春学期	共通教育科目・学科科目の別に拘らず、フルオンデマンドで実施する授業に限り履修登録可能とする。		18 単位

2. 認定留学先機関で修得した科目について

認定留学先機関で留学期間中に修得した科目の単位について、本学学則第 24 条の定めるところに

より本学の単位として読み替えを申請することができる。

3. 単位認定の時期について

上に詳述した認定科目について、原則として留学期間に対応する学期の科目として認定される。通常は留学期間に対応する学期の単位認定手続きにおいて単位認定されるが、単位の読み替えに必要な書類（認定留学先機関の成績書原本など）があることから、書類等の入手時期及び読み替え申請の時期により、当該学期の単位認定手続きに間に合わない場合には、次学期以降に単位認定手続きが行われ、遡って単位認定されることがある。

留学時期	書類提出時期	単位の認定時期
春学期	7月まで	当該年度 春学期
	8月以降	当該年度 秋学期
秋学期	1月まで	当該年度 秋学期
	2月以降	翌年度 春学期

なお、上の1.（2）にあるフルオンデマンド科目については、認定科目ではないため、通常通り履修登録を行った学期で審査が行われ単位が付与される。

4. その他

認定留学に内定をした後の学期より、履修可能となる単位数上限が変更となる。詳しくはそれぞれの年度の Study Guide を参照すること。

IV. 問い合わせ先

追手門学院大学総持寺キャンパス Student Support（総持寺キャンパス アカデミックアーク 1 階）
原則 OIDA アプリ→FAQ より問い合わせてください。